東京都立山崎高等学校出張販売(パン等)事業者候補者募集要項

都立山崎高等学校におけるパン等に係る出張販売について、下記の要領により公募を実施します。応募される方は、内容をご確認の上、必要書類を期限までにご提出ください.

記

1 目的

本校生徒の福利厚生のため、出張販売(パン等)を行う事業者を公募する。 生徒数は、約600名程度である。

2 場所

東京都立山崎高等学校1階生徒昇降口横

3 承認期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とする。

4 応募資格

- (1) 同一業種の営業経験年数が、原則として5年以上であること。
- (2) 最近3年間の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 資産状態が良好であること。
- (4) 東京都内に事業の店舗を有していること。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (6) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から10年を経過しない者の統制下にある企業等ではないこと。
- (7) 事業者は、公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は当該団体に属する者ではないこと。
- (8) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定(一般競争入札に係わる契約を締結する能力を有しない者等又は破産者で復権を得ていない者等)に該当しないこと。
- (9) 商品販売に必要な営業許可を取得していること。

5 提出書類

- (1) 会社概要等(同一業種の営業経験年数が5年以上であることが確認できるもの。)
- (2) 営業所一覧等(東京都内に事業の店舗を有していることが確認できるもの。)
- (3) 販売品目及び販売価格一覧表 (様式は任意) 提出部数は1部

6 提出期限及び提出先

令和4年2月15日(火)午後5時(厳守)までに持参又は郵送により、東京都立山崎高等学校 経営企画室へ提出すること。なお、郵送の場合は、必着のこと。

なお、本件に関する質問は、書面(様式は任意)により郵送、持参又はファクシミリにより次の期日までに提出すること。公募期間中、電話及び口頭での質問は一切受け付けない。

令和4年2月1日(火)午後5時まで ※郵送の場合は必着のこと。

7 設置事業者候補者の選定

(1) 選定方法

提出された応募書類の内容について審査を行い、最も評価の高い事業者を選定する。

(2) 設置事業者候補者への通知

令和4年3月11日(金)(予定)

8 仕様

(1) 販売品目

- ① 販売品目は、調理パン、菓子パン、おにぎり(以下「調理パン等」という。)とする。
- ② 弁当の代替となるよう調理パン等の種類を20品目以上とする。
- ③ 調理パン等は、原則として販売当日に製造したものとし、消費期限は厳重に管理すること。
- ④ 取扱商品の変更については、事前に書面により申し出し、学校長の許可を得ること。
- ⑤ 発達途中の青少年が主な購買層であることを考慮し、添加物や保存料等ができるだけ使用されていない商品を販売すること。
- (2) 販売価格

市価より低廉であること。

- (3) 販売方法等
 - ① 販売日は、基本的に生徒登校日(特別行事実施日、考査期間中及び各長期休業期間(夏・冬・春)を除く。)とし、詳細については、学校担当者と協議のうえ決定すること。
 - ② 販売時間は、昼食時1時間程度で学校長が定めた時間内とし、授業時間中には販売しないこと。
 - ③ 経営は出張販売を承認された者が直接行うものとし、他へ委託することは禁止する。
 - ④ 学校長の指定した場所での対面販売とし、固定設備の設置は認めない。
 - ⑤ 営業許可、保健所への届、その他法令に規定のある事項については、事業者が使用前に手続き を行い許可を得ること。
 - ⑥ 取扱商品の衛生管理には特に注意すること

(4) その他

- ① 使用料は免除する。また、建物の使用に伴う光熱水費は事業者の負担とする。
- ② 建物の使用について、破損、汚損等が認められた場合は損害賠償責任を負うこと。
- ③ 経営状況について、教育委員会が必要と認めた場合は教育庁法務監察課の業務監察を行う。
- ④ その他必要な事項については、学校長の指示に従うこと。
- ⑤ 販売品の納品等に当たって自動車を利用し又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - アディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着 証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

9 その他

業者選定の結果、採用となった場合は、次のとおり使用承認申請の書類を提出していただきますので、予めご承知おきください。

なお、学校長が必要と認める場合又は使用承認条件に反した場合は、使用承認を取り消すことがあります。

- ① 出張販売承認願(様式13)
- ② 東京都教育財産使用許可兼使用料免除申請書(様式11)
- ③ 販売品目及び価格表
- ④ 営業許可書の写し

10 問合せ先

東京都立山崎高等学校 経営企画室

住所 〒195-0074 町田市山崎町1453-1

電話番号 042-792-2891

ファクシミリ 042-794-0440